

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する御意見の募集の結果
について

令和 8 年 3 月 27 日
厚生労働省
医政局医療情報担当参事官室

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について、令和 8 年 1 月 23 日（金）から同年 2 月 21 日（土）まで御意見を募集したところ、10 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	反対	御意見として承ります。
2	反対。広く国民に知らせてください	本省令の内容及び電子カルテ情報共有サービスについて、引き続き、周知広報に努めてまいります。
3	反対。広報してください。	本省令の内容及び電子カルテ情報共有サービスについて、引き続き、周知広報に努めてまいります
4	反対。医療の個人情報 leaked ときの責任誰が取りますか？	個人情報が漏えいした場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき対応することとなります。
5	反対。委託先から医療の個人情報 leaked ときなど、対策が書かれていない	個人情報が漏えいした場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき対応す

		ることとなります。また、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）第4条による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第31条第1項又は第37条第2項において、厚生労働大臣は、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会又はそれらの委託先に対して、電子診療録等情報管理業務等に関し必要があると認めるときは、これらの業務又は財産の状況に関する報告をさせること等ができることとしており、同法第41条第1号又は第4号において、これらの者の役員又は職員が報告の求めに従わない場合や検査を拒む場合等に罰金が科されることとなっております。
6	反対。紹介状密封で、患者に秘密の場合あり	電子カルテ情報共有サービスにおいて、紹介状（これに関連する情報を含む。）については、患者本人は閲覧できず、送付元と送付先の医療機関間でのみ、やりとりされる情報となっています。
7	反対。本人も知らない医療情報を、他人が見る恐れが増せば、信頼関係消える。	医療法等の一部を改正する法律第4条による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の3第2項において、患者の同意が得られた場合及び人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合にのみ、医師等の求めに応じ、必要な医

		療情報の提供、閲覧を可能とすることとしております。
8	反対。告知されていないものが、漏れて、何かあった時の責任は、だれが取りますか	個人情報が漏えいした場合には、個人情報の保護に関する法律等に基づき対応することとなります。
9	反対。紹介状等ってなんですか	医療機関から社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して提供できる情報に関しては、社会保障審議会医療部会等における議論を踏まえ、3文書6情報（紹介状、退院時サマリー、健康診断結果報告書、傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査、処方）の提供を検討しており、これらをまとめて「紹介状等」としておりました。今回、それらの情報の中で提供の準備が整ったものを、改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）第19条の4において定めることとしております。
10	反対。紹介状等の、等にとすると、範囲が広がる恐れ	上に記載のとおりです。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。